

平成26年10月14日

日本薬科大学

学長 丁 宗 鐵 殿

一般社団法人薬学教育評価機構

理事長 井 上 圭 三



異議申立に対する回答書

標記について、薬学教育評価機構評価事業基本規則第6章第53条により、日本薬科大学からの異議申立に係わる審査結果を次のとおり回答する。

異議申立に対する審査結果

異議申立に係わる判定には、薬学教育プログラム評価に関する点について、その基礎となる事実に誤りはなく、総合判定の結果に対する異議は認められない。ただし、薬学専門教育の内容、教員組織・職員組織、成績評価・進級・学士課程認定、学生の受入に関しては、「薬学教育 評価報告書」の表現の一部を修正する。

修正点

1. 報告書 P1 「総評」 L13

評価報告書

「それらの根底には薬剤師国家試験を目指す、~~記憶中心の知識を重視した~~教育に偏重しているという問題がある」

⇒

P1 「総評」 L13

修正

「それらの根底には薬剤師国家試験を目指す教育に偏重しているという問題がある」

2. 報告書 P14 「中項目 10 概評」 L16

評価報告書

教員の採用および昇任については、大学教育職員選考規程・教員選考委員会規程が整備されている。昇任は「自己申告」により申し出ることになっており、学科長の推薦が必要とされているが、~~公平な推薦基準は規定されていない。~~

⇒

P14 「中項目 10 概評」 L15

修正

教員の採用および昇任については、大学教育職員選考規程・教員選考委員会規程が整備されている。昇任は「自己申告」により申し出ることになっており、学科長の推薦が必要とされている。

3. 報告書 P19 「12) 改善すべき点」

評価報告書

「受験生からの求めがあれば、当該者の入学試験成績を開示する制度を設けることが必要である (7. 学生の受入) 。」

4. 報告書 P19 「15) 改善すべき点」

評価報告書

「再試験における点数操作等が見出された」

P17 「8)助言」

修 正

「受験生からの求めがあれば、当該者の入学試験成績を開示する制度を設けることが望ましい (7. 学生の受入) 。」

P19 「14) 改善すべき点」

修 正

「再試験において成績評価に厳正性を欠く科目が見出された」